

「太平洋・島サミット推進本部」の設置について

令和 2 年 2 月 7 日

観 光 局

1 設置目的

2021 年に本県において開催される太平洋・島サミット（以下「サミット」という。）に係る庁内の総合調整を所掌し、サミットの円滑な実施に資することを目的とする。

2 推進本部の所掌事項

推進本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) サミットの円滑な実施を図るための総合調整に関すること。
- (2) その他サミットの推進に必要な事項に関すること。

3 推進本部の組織体制**(1) 基本的な考え方**

会議の種類として、「本部員会議」及び「幹事会」を設け、必要に応じて「委員会」を設置する。

(2) 会議の概要**① 本部員会議**

- ア) 構成員：本部長、副本部長及び本部員
- イ) 所掌事項
 - ・ 推進本部の所掌事項に関する意思決定

② 幹事会

- ア) 構成員：幹事長、幹事
- イ) 所掌事項
 - ・ 推進本部に提案する事項
 - ・ 各部局等の施策について相互に調整を要する事項

③ 委員会

必要に応じて委員会を設けることとする。